

ろに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県の地方事務所（長野地方事務所を除く）

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

## 6 合格から採用まで

- (1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県知事等）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用面接の結果等に基づき採用者を決定します。したがって、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合があります。
- (2) 採用は、原則として平成18年4月1日の予定です。
- (3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。
- (4) ③の(2)の表の試験区分欄に掲げる試験区分にあっては、同表の資格又は免許欄に掲げる資格又は免許を採用の時点までに取得が必要ですので、採用候補者名簿の有効期間中に当該資格又は免許を取得できなかった者は、職員に任用される資格を失うことになります。

## 7 給与等

現行の初任給の月額は、次のとおりです。

試験の名称	試験区分	初任給
初級	行政	136,135円
学校栄養	学校栄養	150,005円
小中事務	小中事務	136,135円

- (注) 1 学校栄養の初任給は新規大卒業者の、初級及び小中事務の初任給は新規高校卒業者の例であり、経験のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。
- 2 この初任給の月額は平成15年度から3年間実施することとしている給与の減額措置（減額率5パーセント）後の額です。

## 8 受験手続

### (1) 受験申込書の交付

ア 受験申込書は、次のところで交付するほか、インターネットホームページ (<http://www.pref.nagano.jp>) からダウンロードすることもできます。

長野県人事委員会事務局

長野県東京事務所

長野県の地方事務所及びその連絡所

イ 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「初級請求」、「学校栄養請求」又は「小中事務請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県人事委員会事務局（〒380-8570：県庁専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692の2）まで送付してください。

### (2) 申込方法

ア 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県人事委員会事務局に提出してください。ただし、申込みは一つの試験区分に限るものとし、受付後の試験区分の変更は認めません。

イ 受験票の所定欄に50円切手を必ずはり（インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に官製はがきを必ずはり）、あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、配達記録郵便等確実な方法により送付してください。

### (3) 受付期間及び受付時間

受付期間は平成17年8月5日（金）から8月26日（金）まで、受付時間は午前8時30分から午後5時までです。（土曜日及び日曜日は閉庁日です。）

なお、郵送による申込みは、8月26日までの消印のあるものに限り受け付けます。ただし、日本国外からの郵便によるものは、8月29日までに到着したものに限り受け付けます。

### (4) 受験票の交付

9月8日（木）に発送する予定です。

## 9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

### (1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる人

口頭により請求することができる記録情報		開示請求できる人
第1次試験	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位	学校栄養の受験者
	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験の点数とその順位（不合格者を含む。） (2) 合格者の順位	初級及び小中事務の受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験と口述試験の合計点 (2) 合計点の順位（不合格者を含む。） 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

### (2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

### (3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局（県庁8階）

## 10 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県人事委員会事務局（電話：026-235-7465又は026-232-0111 内線4234・4235）に問い合わせてください。

## 11 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この採用試験のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

教養試験及び専門試験の出題分野一覧表

試験の方法	対象となる試験		出題分野
	試験の名称	試験区分	
教養試験	初級	行政	知識分野－社会科学 人文学科 自然科学
	学校栄養	学校栄養	知能分野－文章理解（英語を含む。） 判断推理 数的処理・資料解釈
	小中事務	小中事務	
専門試験	学校栄養	学校栄養	公衆衛生 栄養・臨床栄養 食品・食品衛生 給食管理・調理 栄養指導・教育

人事委員会事務局

## 公告

平成17年度長野県警察職員採用初級試験（高校卒業程度）を次のとおり行います。

平成17年7月21日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

## 1 試験の対象となる職

長野県警察本部又は長野県内の警察署に勤務する主事の職

## 2 試験の名称、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の名称	試験区分	採用予定人員	職務内容
長野県警察職員採用初級試験 (高校卒業程度)	行政	若干名	警察行政に関する企画立案、調査、連絡調整等の業務に従事します。

## 3 受験資格

## (1) 年齢等

昭和59年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者

## (2) この試験を受験できない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

## 4 試験の方法、日時、場所等

## (1) 第1次試験

## ア 方法

試験の方法	試験の内容
教養試験	高校卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての択一式筆記試験

(注) 1 第2次試験で採点の対象となる作文試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することができません。

2 教養試験は出題数50題です。

3 教養試験の出題分野は、別表のとおりです。

## イ 配点及び合格基準

試験の配点及び合格基準は次のとおりです。合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験の方法	配点	合格基準
教養試験	400点	正答率4割。ただし、平均正答率が4割に満たない場合は、平均正答率
合計	400点	

## ウ 日時及び場所

## (7) 日時

平成17年9月25日(日) 午前9時

## (1) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。

試験地	試験会場
長野市	長野高等学校（長野市上松1-16-12）
	長野吉田高等学校（長野市吉田2-12-9） (予備会場)
松本市	松本県ヶ丘高等学校（松本市県2-1-1）
	松本深志高等学校（松本市蟻ヶ崎3-8-1） (予備会場)

## エ 第1次試験合格者の発表

平成17年10月上旬に、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.jp/jinjii/siken/siken.htm>  
<http://www.pref.nagano.jp/police/>

## (2) 第2次試験

## ア 方法

試験の方法	試験の内容
作文試験	一般的事項についての作文試験
口述試験	個別面接による試験
性格検査	性格についての検査

## イ 配点及び合格基準

各試験・検査の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験	配点	合格基準
作文試験	1,000点	評定は5段階で行い、試験員3人のうち最下位の段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
		評定は7段階で行い、試験員3人のうち下位3段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
合計	1,000点	

## ウ 日時及び場所

平成17年10月下旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

## (3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度について、医療機関において

作成された健康診断書に基づき行います。

(4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、最終合格者を決定し、平成17年11月中旬に、第2次試験受験者全員に合否を通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.jp/jinjii/siken/siken.htm>

<http://www.pref.nagano.jp/police/>

6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県警察本部長）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。

(2) 採用は、原則として平成18年4月1日の予定です。

(3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

7 給与等

給料表は一般職給料表が適用され、現行の初任給は次のとおり（平成15年度から3年間実施することとしている給与の減額措置（減額率5パーセント）後の額）です。

学歴	初任給
短期大学卒業者	146,585円
高等学校卒業者	136,135円

なお、経験のある者は、これより高い初任給が支給されます。

このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

8 受験手続

(1) 受験申込書の交付

ア 受験申込書は、次のところで交付します。

長野県警察本部警務部警務課

長野県内の警察署、交番又は駐在所

イ 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「警察初級請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務部警務課（〒380-8510：長野県警察本部専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692の2）まで送付してください。

ウ 受験申込書は、インターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(2) 申込方法

ア 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警務部警務課又は長野県内の警察署に提出してください。

イ 受験票の所定欄に50円切手を必ずはり（インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に官製はがきを必ずはり）、あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」

と朱書きし、配達記録郵便等確実な方法により送付してください。

(3) 受付期間

受付期間は、平成17年8月5日（金）から8月26日（金）までとし、郵送による申込みの場合は、8月26日までの消印のあるものに限り受け付けます。ただし、日本国外からの郵送によるものは、8月27日までに到着したものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

受験申込みの受付期間終了後に郵送します。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる者

口頭により請求することができる記録情報	開示請求できる者
第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験の点数とその順位（不合格者を含む。) (2) 合格者の順位	受験者
1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験と口述試験の合計点 (2) 合計点の順位（不合格者を含む。） 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局（県庁8階）

10 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務部警務課（電話：026-233-0110 内線2632）又は長野県人事委員会事務局（電話：026-235-7465又は026-232-0111 内線4235）に問い合わせてください。

11 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

（別表）

教養試験の出題分野

試験の方 法	出題分野
教養試験	知識分野－社会科学 人文科学 自然科学 知能分野－文章理解（英語を含む。） 判断推理 数的処理 資料解釈

人事委員会事務局

**公告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、上田市大字上室賀2583番地西澤毅から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表します。

平成17年7月21日

長野県監査委員 丸山勝司  
同 樽川通子  
同 東方久男  
同 高橋宏

17監査第29号

平成17年(2005年)7月15日

(請求人) 様

長野県監査委員 丸山勝司  
同 樽川通子  
同 東方久男  
同 高橋宏

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について  
(通知)

平成17年5月31日付けで受理しました長野県職員に関する措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、別紙のとおり監査結果を通知します。

(別紙)

長野県職員に関する措置請求の監査結果

**第1 監査の請求**

## 1 請求人

上田市大字上室賀2583番地 西澤毅

## 2 請求書の提出

請求書の提出は、平成17年5月31日である。

## 3 請求の内容

提出された長野県職員措置請求書による請求の要旨は、次のとおりである（原文のまま）。

## 請求の要旨

(1) 平成17年3月26日付の「広報ながのけん」の「長野県はこう考えます」は事実に反することを広報し、県民をあざむいている不当なものであるので、そのために支出した経費を関係者に弁償させること。

(2) また、「長野県はこう考えます」の文章以外の部分にも、「長野県はこう考えます」の部分の内容を受け入れなかった県議会を非難して、「長野県はこう考えます」の正当性を強調するために書かれた文章で、本来「長野県はこう考えます」が無ければ必要のないものであるので、田中知事の署名入り部分等についても、不当な内容と言える。

この部分の経費についても弁償させること。

(3) 平成17年4月23日の「広報ながのけん」の「全ては県民のために」の「予算案や条例案などについての県議会での議論」において、「県の提案に対し、県議会は・・・とあるが、県が県議会に提案をした事実はない。

広報の内容は、県の提案があったかのように偽って県議会を非難しているものである。

事実に基づかないで議会を非難することは許されない。県民に誤解を与えていたばかりではなく名誉毀損の犯罪にも該当するはずである。

名誉毀損の問題は別途対応することとし、今回の広報のために支出した経費を担当者に弁償させることを要求します。

(4) 以上の点については、県民に虚偽の内容を伝えているものであるので、最小限訂正が必要である。関係者の経費負担により、県民に正しい内容を伝えさせること。

(5) 現物の確認は出来ていないが、(3)の案件において引用している県民世論調査においては、知事が「県」の名を騙って、いかにも県の提案に県議会が適切に対応していないかのような印象を県民に与えたうえで調査していると疑われる。

事実に反する内容を県民に示しての世論調査の経費は、不當な支出にあたるので、該当部分の費用を関係者に弁償させること。

**4 請求の受理**

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具备しているものと認め、平成17年5月31日にこれを受理した。

**5 請求人の証拠の提出及び陳述**

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成17年6月23日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において請求の趣旨の補足を行うとともに、証拠として、信州フレッシュ目安箱平成17年5月9日付け回答文書他3点を提出した。請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定により、監査対象機関の職員の立会いを認めた。

**第2 監査の実施****1 監査対象事項**

請求人の請求の内容、事実を証する書面及び陳述の内容から判断して、①「広報ながのけん 平成17年3月26日号」（以下「広報3月26日号」という。）及び②「広報ながのけん 平成17年4月23日号」（以下「広報4月23日号」という。）の発行に要した経費並びに③「平成16年度県政世論調査」（以下「16年度世論調査」という。）の実施に要した経費について監査対象とした。

なお、県民に虚偽の内容を伝えているので、内容を訂正の上、関係者の経費負担により県民に正しい内容を伝えるよう求めていることについては、財務会計上の行為に該当しないことから監査の対象から除外した。

**2 監査対象機関**

経営戦略局秘書広報チーム及び同局信州コールセンターチームについて監査を実施した。

**3 監査対象機関の陳述**

監査対象機関の陳述は、平成17年6月23日に実施した。監査対象機関の陳述の際、法第242条第7項の規定により、請求人の立会いを認めた。

**第3 監査の結果**

監査対象事項は、請求人が主張する違法又は不当なものではなく、本件請求には理由がない。

以下事実関係の確認及び判断について述べる。

**1 事実関係の確認**

監査対象事項について、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 「広報ながのけん」について

## ア 目的等

「広報ながのけん」の発行目的及び平成16年度における

発行に係る契約内容については、平成17年5月16日付けの長野県報で公告した監査結果に記載したとおりである。

また、平成17年度における「広報ながのけん」の発行に係る契約は、平成17年4月15日付けで平成16年度と同様の内容により締結されている。

#### イ掲載内容

##### (7) 広報3月26日号

「広報3月26日号」では、平成17年度一般会計予算の概要を広報するため、「信州未来予想図 開花宣言」の大見出しで、「220万県民の願いを実現するべく、奮闘する」という趣旨の長野県知事からのメッセージ、平成17年度に実施する信州を明るく元気にする事業の概要説明とともに、県議会で否決又は修正をされた予算案の紹介記事が掲載されている。このほか、2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会閉幕を迎えての謝意、情報掲示板及び2005年日本国際博覧会（愛知万博）開幕のお知らせも掲載されている。

県議会が予算案の否決又は修正をした事業は「信州型木製ガードレール」、「スキー王国NAGANO構築事業」など5つで、「広報3月26日号」では、5つの事業について、県議会において否決又は修正をされた理由とともに「長野県はこう考えます」の見出しで、予算案を提出した県知事として当該予算が必要であると考える理由が掲載されている。

##### (8) 広報4月23日号

「広報4月23日号」では、「『県財政の健全化』『社会福祉の充実』『教育改革』『観光振興』 数々の県政改革に、県民の皆様から高い評価を頂戴しました。」の大見出しで、平成17年3月に実施した「県政世論調査」の結果を広報しているほか、新潟中越地震義援金についての報告、情報掲示板及び2005年日本国際博覧会（愛知万博）のお知らせを掲載している。

#### ウ 経費の支払状況

本件監査請求の対象である「広報ながのけん」の発行に要した経費は、「広報3月26日号」及び「広報4月23日号」の紙面掲載料（役務費）、デザイン等編集委託料（委託料）及び新聞を購読していない人に配布する増刷の印刷代（需用費）であるが、これらの経費の支払状況は次のとおりである。

##### (7) 広報3月26日号に要した経費の支払状況

経費区分	経 費 (円)	左のう ち支払 済額 (円)	概 要	支 払 日
役務費	8,436,515	8,436,515	14紙の紙面掲載料	平成17年4月28日
委託料	302,400	302,400	デザイン等編集委託料	平成17年4月28日
需用費	94,500	94,500	増刷印刷代	平成17年4月11日
計	8,833,415	8,833,415		

#### (イ) 広報4月23日号に要した経費の支払状況

経費区分	経 費 (円)	左のう ち支払 済額 (円)	概 要	支 払 日
役務費	8,436,515	2,756,250	支出済額は、14紙のうち1紙の紙面掲載料	平成17年5月24日
委託料	302,400	0	デザイン等編集委託料	
需用費	100,800	100,800	増刷印刷代	平成17年5月16日
計	8,839,715	2,857,050		

前記(7)及び(イ)の経費のうち支払済額については、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定に従い適正に会計処理されていることが確認された。なお、「広報4月23日号」における信濃毎日新聞社を除く他の13新聞社への紙面掲載料（役務費）及びデザイン等編集委託料（委託料）については、契約の条項に基づく経費の支払いの時期を迎えていない。

#### (2) 「県政世論調査」について

##### ア 目的と変遷

「県政世論調査」は、県政に対する県民の意向、要望を把握し、県政運営の資料とするため、昭和35年度から39年度まで毎年度実施されていた。昭和40年度から45年度までは中断されたものの、46年度から再開され、50年度から隔年度実施となつたが、平成14年度からは再び毎年度実施されている。

##### イ 16年度世論調査の内容

###### (7) 調査地域

長野県

###### (イ) 調査対象

満20歳以上の男女個人2,000人

###### (ウ) 抽出方法

層化3段無作為抽出法

###### (エ) 調査時期

平成17年3月1日から3月15日まで

###### (オ) 調査方法

調査票を郵送し、回答を求める「郵送法」

###### (カ) 調査項目等

次の9テーマにわたる本質問及び補助質問あわせて32問

a 大規模施設に依存した福祉政策からの転換

b 県有施設における「敷地内禁煙」

c 信州のこまやかな取り組み・「30人規模学級」などの教育改革

d 安全・安心の防災対策

e 全国をリードする県独自の廃棄物対策

f 信州が目指す観光施策

g 長野県の財政改革

h 長野県の未来を創る基本的な考え方

i 今後の県政改革の進め方

iの「今後の県政改革の進め方」の「問25」では、「(中略) 県議会での議論をどのように感じますか。次の中から一つあげてください。」との質問に対して「① 県の提案に対し、県民の声が反映された議論なっていると感じる」、「② 県の提案に対し、入口論にとどまり、本質的な議論がされていないと感じる」、「③ 県の提案に対し、県議会がはじめから反対姿勢をとることがあると感じる」、「④ 県の提案内容の趣旨が議会側に必ずしも正確に伝わっていないではと感じる」、「⑤ その他(具体的に )」、「⑥ わからない」の6つの選択肢が設けられていた。

(イ) 回収結果

有効回収数(率) 1,364人(68.2%)

(カ) 調査委託先機関

株式会社長野協同データセンター

ウ 16年度世論調査についての経費の支払状況

「16年度世論調査」の委託先は、平成17年2月10日に一般競争入札で選定された。契約期間は平成17年2月14日から3月30日まで、委託料は1,102,500円で、同年2月14日に業務委託契約が締結されている。

「16年度世論調査」に要した経費は、同年3月30日の給付の完了を確認するための検査を経て、同年5月6日に支払われていた。なお、その会計処理は、財務規則の規定に従い適正に行われていた。

2 判断

事実関係の確認に基づき、以下のとおり判断する。

本件請求において請求人は、次のとおり主張しているものと解される。

(1) 「長野県の意思決定機関」は「長野県議会」であり、意思決定は県議会の議決によって行われる。

県議会は、平成17年度一般会計予算案の一部を否決し、又は修正した。知事は、その議決に納得がいかないことから、「広報3月26日号」により、「長野県はこう考えます」の見出しが、自身が提出した予算案が「長野県としての意思」であるかのように広報している。県議会の議決と異なる意思を「長野県としての意思」であると広報することは県民をあざむいている不当なものである。

したがって、長野県知事は長野県に対して「広報3月26日号」の経費を弁償すること。

(2) 「長野県知事の提案」と「長野県の提案」とは本来、意味が異なる。「16年度世論調査」では、「長野県知事の提案」を「県の提案」として表記し質問を設けている。

したがって、当該世論調査は事実を正確に伝えた上で調査ではなく不当なものであることから、長野県知事は長野県に対して「16年度世論調査」に係る経費を弁償すること。

(3) 事実を正確に伝えていない設問で行われた「16年度世論調査」の結果を、「広報4月23日号」により広報したことは不当である。

したがって、長野県知事は長野県に対して「広報4月23日号」の経費を弁償すること。

普通地方公共団体には、議決機関として議会を、執行機関として長を置くことになっている。議会は団体の意思を決定する機関であり、長は団体の事務を執行するとともに、その

団体を統轄し、また、その団体を代表する役割を担うことになっている。

「16年度世論調査」においては、議決機関を「県議会」、執行機関を「県」と表記している。また、「広報3月26日号」においても、執行機関を「長野県」と表記している。こうした用語の使い方は広く一般的であり、議決機関と執行機関の区別を県民が容易に理解できるよう用いたものと認められ、請求人の主張するように不当とまでいうことはできない。

また、「広報ながのけん」は、県政に関する情報を時宜に適して分かりやすく、広く県民に提供することを目的としている。「広報3月26日号」において、県議会における審議の経緯を記述し、「長野県はこう考えます」との見出しが否決又は修正をされた予算に係る内容を掲載したこと、及び「広報4月23日号」において、「16年度世論調査」の結果を、当該調査の設問の選択肢を引用して掲載したことは、知事の裁量権の範囲における広報活動の一環であると認められ、その発行に要した費用は違法又は不当なものではない。

以上のことから、請求人の主張には理由がなく、本件請求は認められない。

監査委員事務局